

# 商品概要説明書

## スーパー定期貯金<複利型>

(令和6年4月1日現在)

商品名	・ J Aバンク退職者向け金利上乘せ定期貯金 My Life (マイライフ)
ご利用いただける方	・ 退職金のお受取りから1年以内で次のいずれかに該当する個人 ① 年金振込を J Aへ指定または予約の方 ② 給与振込を J Aへご指定の方(過去1年の実績を含む)
期間	・ 定型方式 3年 ・ 自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額  (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 300万円以上退職金支給額の範囲内とします。 ただし、新規のお預入に限り300万円まで退職金以外からの受入れを可とします。 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法  (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	・ 預入期間3年 預入時のスーパー定期貯金3年ものの店頭表示利率に0.18%上乘せした利率を満期日まで適用します。 ・ 約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。 ・ 自動継続後の適用金利は、継続日におけるこの定期貯金の店頭表示金利となります。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・ 金利については窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乘せした利率) ・ マル優の取扱いはできません。 ・ 通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えて J Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店また金融部（電話：0596-62-1123）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。</li> </ul>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期貯金の預入期間中は、当 J A で継続して年金または給与をお受取り頂くことが条件となります。</li> <li>・ 年金受給予約の場合は、受給開始後は当 J A で年金をお受取りいただくことが条件となります。</li> <li>・ 本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。</li> <li>・ 窓口のみでのお取扱いとなります。</li> <li>・ 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・ 申込時には、原則、「退職所得の源泉徴収票」など退職金受取金額および退職日が確認できる書類（写）をご提示いただきます。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。